
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第40号（2014年 2月 23日）

**いよいよ、3月13
日の第3次訴訟控
訴審で、外務省北東
アジア課長小野啓
一氏の証人尋問が
行われます！**

目 次

- 1 第3次訴訟控訴審案内**
- 2 2013年度総会報告**
- 3－9 公開シンポジウム
報告**
- 10－16 日韓会談で何が決
まったのか？何が決まら
なかったのか？**

日韓会談文書開示請求第3次訴訟 控訴審第3回口頭弁論（証人尋問）

【日時】 2014年3月13日（木） 午後1時30分～
4時（手続き含め4時半まで）

【法廷】 東京高裁809号法廷

主尋問（控訴人国側）：60分

反対尋問（被控訴人原告側）：90分

裁判終了後、弁護士会館1002号室で総括集会を開催しま
す。ぜひ、最後までご参加ください。

日韓会談文書・全面公開を求める会 2013 年度総会報告

事務局長 山本直好

日韓会談文書・全面公開を求める会 2013 年度総会を 2013 年 12 月 23 日に中央区立日本橋公会堂で開催しましたが、役員・弁護士以外の出席者が少なく、少しさびしい総会となりました。

議論の中では、主に直前の 11 月 26 日の変更決定がなぜ行われたのかという点についての意見交換が行われ、2013 年度活動報告・決算、2014 年度活動方針・予算は提案通り採択されました。

以前は午後に総会とシンポジウムを連続して行っていました。しかし、シンポジウム参加のために来られている非会員と混在している状況で総会を行うということは、議決機関である総会のあり方として問題があることや、シンポジウムの時間が短すぎ、質疑応答の時間も取れないという問題があったため、現在のよう総会を午前、シンポジウムを午後に行うスタイルに変えました。会員にとっては 1 日まるまる参加しなければならないことになり、負担が大きいのかかもしれません。

決して運動への関心が薄れているわけではないと思います。6 月に開催している公開シンポジウムには数十人規模の参加があります。会員が参加しやすいように、総会の開催方法についても再検討が必要と感じました。

2013 年度は第 3 次訴訟控訴審の結審・判決が見える年です。私たちの運動も判決後を見通して、取り組みの総決算に踏み出していく 1 年にしたいと思います。

2014 年度運動方針（再掲）

- ①第 3 次訴訟控訴審の勝利から、日韓会談文書の全面公開を実現する。
- ②10・11 判決で示された外交文書開示における基準の実行（30 年ルール）を外務省に対し求めていくことを通じ、特定秘密保護法による情報公開制度の破壊を許さない取り組みを進める。特定秘密保護法の廃止をめざす。
- ③韓国で強制動員関係訴訟の確定判決が予想される中で、植民地支配清算の包括的な解決に向けて、文書開示の成果、そこから導かれる解決の方向性を考える集会・シンポを開催する。開示文書を活用した論文、書籍等もホームページ等を通じて紹介する。
- ④1965 年の日韓請求権協定締結後の日韓交渉関連文書についても情報公開請求に取り組み、協定の履行過程についても真相解明を進める（前年度からの継続）。先行研究の成果についてもホームページ等を通じて紹介する。
- ⑤開示文書のデータベースの恒久的な管理、閲覧体制を構築するためのプロジェクトをアーカイブスに詳しい研究者の協力を広くつのり立ち上げる（年度内）。

公開シンポジウム「植民地支配清算と情報公開」

一動き出した歴史の歯車を前進させるために一

【報告】

2013年11月26日変更決定の概要と評価

吉澤文寿（共同代表）

今回開示された内容は3月4月に開示されたものと関連する内容が多かった。未払い金や恩給について当初は支払うことも含めて韓国側と交渉していた。外務省としては日本の植民地支配が終わって、朝鮮にある日本の財産を国内で補償問題が起きないようにということにかなり関心が高かった。朝鮮戦争もあり取り返せない財産なのだが、いかに日本国内で補償問題を起させないかと考えていた。交渉戦術について記録されており興味深い。相互放棄という形で請求権を決着させたいが、日本側が法的義務として支払うべきお金というカテゴリーをいくつか想定して、払うという議論をしていたようだ。久保田発言でそれが一旦おじゃんになるが、その頃の外務省の方針としてそういうことを考えていたということは、歴史研究として今までの考えを変えないといけないのかなというところも出てきた。

ただ第5次会談以降、経済協力で決着するということが決まると、ここからはいかにして請求権をつぶしていくかという議論になっていく。大蔵省は「完全かつ最終的に解決済み」ということでいかなる主張もできないようにしていくように外務省に強く主張する。開示された文書に「いちゃもん権」という言葉が出てくる。官僚の頭に無いような植民地責任に関する賠償請求等は「いちゃもん権」と呼んでいた。現在日本政府が「解決済み」となんでこんなにしつこく言



っているのか。その議論の一端が明らかになった。

まとめると、第1に在外財産を強く意識していて、それをいかにあいまいにするのかと言うことと、韓国からの請求権をいかに完封するのかということに神経を使っている。第2に「完全かつ最終的に解決された」のは何かを文書開示で明らかにしていく必要がある。第3に大蔵省が深く請求権問題には関わっている。韓国側の請求権をつぶせと強く主張しているのは大蔵省で、外務省の文書だけを見ていたらわからない。請求権だったら大蔵省、在日韓国人の法的地位だったら法務省。30年以上たった文書は開示させていくということを我々の運動としても取り組んでいく。

日韓会談文書公開訴訟の現状と展望

弁護士 張界満

慰安婦なり強制連行なり積み残された問題がどのように処理されたのかを判断するためには韓国で全面公開させ日本でも全面公開させ、それを突き合わせて判断しなければいけないというところから始めた。それぞれの文書を突き合わせていくとかなりわかってきたことがある。

2012年の10月11日に画期的な勝訴判決が出て、国は全部で66文書を控訴してきた。国がどういうことを控訴してきたかということを簡単に説明する。一番多いのは理由の1「外交上不利益を被る」という不開示理由だ。日韓会談で行ってきたことを明らかにすると日朝交渉で朝鮮民主主義人民共和国に有利になるので手の内を出したくないというのが25文書くらいある。請求権の文書はそのうち5〜6しかなくて、一番多いのは文化財の問題だ。次に理由の2「外国との信頼関係を損なう」という不開示理由。外国の高官がこう言ったという内容。理由の3は竹島の問題。理由の4は竹島に韓国の漁民が上陸したらどうするのかという問題が「国防上の問題」ということで不開示となっている。理由8というには昭和天皇と韓国の外務部長官が会談したときの回想録。この内容は外務部長官が回想録ですでに自分で書いている。

今日、裁判の原告でもある崔鳳泰弁護士から国際電話が入って言われたメッセージを紹介する。3月13日に小野北東アジア課長の証人尋問がある。こういう行政訴訟で国側の役人が出てきて証人尋問するというのはなかなか機会がないので非常に楽しみにしているところだが、崔弁護士は「3月13日に証人尋問を



やるのは愚の骨頂だ。こういうことはすぐにでも解決されなければならない。証人尋問をしなくてもいいように、国に働きかけて証人尋問の開催をつぶし、この裁判を終わらせよう」と言っていた。

去年の判決でかなり開示を勝ち取った。残りはあとわずかだが、それは裁判で無理矢理勝ち取るのではなく、国の在り方として開示するものは開示してほしい。

三菱女子勤労挺身隊訴訟 11・1 光州地方法院判決報告

李洋秀（事務局次長）

この会の活動は名古屋の朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の活動の延長として始まったものだ。名古屋地裁で「日韓請求権協定で解決済み」と請求が棄却されたが、その交渉の中身は秘密である。2005年に韓国では公開されたのに日本では公開されていないのはおかしいということで2005年の12月に会が結成されて今日に至っている。

2009年3月に光州で「ハルモニと共にする会」が結成される。裁判は最高裁で敗訴になったが、それから品川で金曜行動が延々と取り組まれた。特に光州との連帯ということで三菱自動車が光州に販売店を作ったが、販売実績ゼロで結局撤退したという「成果」を勝ち取っている。三菱側は「雇ったことはない」という真っ赤なうそを言っていたが、厚生年金に加入していて、そのお金をもらえらるというので梁錦徳(ヤン・クムドク)ハルモニが手続きをしたら、当時のお金で「99円」ということで話題になった。国側が三菱重工で働いていたことを証明したことになる。

日韓併合100年の2010年に光州の市民10万人と国会議員100人の署名を添えて三菱重工に申し入れをしたところ、「話し合いに応じる。裁判は裁判で人道的な見地からできることはできる」と、その時は株主総会でも専務がそ

う報告した。しかし、その後は専務も変わる、日本政府からの圧力もあるということで、三菱側が方針を転換してしまい、17回にわたる交渉をやったが、最後の方では「裁判で会社が勝ったのだから、一銭も渡すわけにはいかない。勉強がしたいということで日本に来たのだから、今の学生に奨学金を出すのであれば少しは出す」という。そんな奨学金を喜んでもらう学生が韓国



にいると思うか。

大法院判決後、日本では負けたが韓国では勝訴の可能性があるので、2012年に提訴した。10月4日の第4回口頭弁論では、原告の陳述を3時間も裁判所は聞いてくれた。光州の活動に日本と違い若者が積極的で、5月の口頭弁論でも高校生が「今日はとても大事な裁判があるので学校の授業より大事だと思う」と先生に交渉し、先生も「行ってこい」と言ってくれ3人参加した。10月4日の結審のときは高校生の傍聴が70人来てくれた。そして11月1日の画期的な勝訴判決となった。残念ながら三菱側は控訴して、最近では三菱の社長は「判決に従わない」ととんでもないことを言っている。勝訴判決のとき、ハルモニたちが万歳をしていたが、長い間お疲れ様でしたということで現金を渡し、ねぎらいたい。そういう活動の手助けをできたということは誇りに思っている。

【シンポジウム】

太田修（シンポジウム司会）



今月特定秘密保護法が国会を通過し公布された。与党自民党の石破幹事長は「特定秘密が報道されて大勢の人が死ぬということになったらどうするんですか」と私たちを脅迫した。大勢の人が死ぬという事態を避けるために特定秘密保護法が必要だということだが、本当にそうだろうか。アジア太平洋戦争のときに、アジアで2000万人以上、日本の軍民合わせて300万人以上の人々が殺された。特定秘密が報道されて当時多くの人々が知るところとなったから多くの人々が死ぬことになったのだろうか。答えは明らかだ。今の国家権力が逆さまになっているという状態が続いていることが問題であるという気がする。どのようにして今日の日本の権力が逆さまになっているのか、どうしたら逆さまではない状況にできるのか、考えたい。

文化財の略奪と返還

森本和男（千葉県教育振興財団主任上席文化財主事）

近年、文化財返還が世界的に話題となっている。ギリシャから持ち出されて現在イギリス大英博物館にあるエルギル・マーブルや、エジプトから持ち出されて現在ドイツにあるネフェルティティの胸像などは、かなり以前より原産国側から返還要求が出され、国際的な議論が続いている。日本でも 2011 年に朝鮮王室儀軌が韓国へ返還されて、にわかに文化財返還問題が注目されるようになった。

文化財の略奪と返還は、戦争や植民地支配と深く関連している。ヨーロッパには戦争と植民地の長い歴史があり、世界的に見るとヨーロッパを中心にして、文化財をテーマとする倫理や条約が形成されたと言ってもよかろう。植民地で文化財を強奪してはいけない倫理を、ローマ共和政末期のキケローが強く主張した。キケローの著作はルネサンスそして帝国主義の時代にヨーロッパで広く読まれ、文化財返還の社会的倫理規範が形成された。また近代になって火器の破壊力が格段に増強されると、繰り返し世界大戦の舞台となったヨーロッパで、戦時に文化財の破壊と略奪を防止する国際条約が草案され、現在のハーグ条約へと発展したのである。

アジア・太平洋戦争は東アジアで展開された歴史上最大規模の戦争であり、人的・物的損害は計り知れないほどだった。日本の敗戦直後、アメリカ国務省は文化財に関する国際法廷を設置することにしていた。もしもその国際法廷が実現していたならば、文化財の略奪と破壊の実態が公に詳述され、同時に戦争と文化財に関する議論も展開されただろう。しかし、皇居で軍の関与した略奪文化財が見つかり、天皇に対する糾問、戦争責任の追求が顕在化するおそれがあった。もちろん日本軍による文化財略奪は、国際法に違反する犯罪行為だった。

冷戦体制の展開とともにアメリカは天皇制維持を優先するようになり、そして戦争によって東アジアでも文化財にさまざまな被害があったにもかかわらず、戦後日本国内で論議されることはほとんどなかったのである。



韓国における司法判断の意義と展望

足立修一（弁護士）

このままで、大法院での勝訴判決が出ると、韓国で三菱裁判などが確定し、執行問題が出てくる。その場合、さらなる日韓の対立激化というシナリオが想定される。また、被害者側が、さらなる裁判を提訴していくということもあまり現実的なものとは思えない。

そこで、法律ないし基金による解決の方向を目指すべきだが、情勢は困難な状況にある。当事者が生きている内に、日本社会から自発的に全体的な解決を行う方向での活動が重要である。

2013年11月6日に経団連ほかの経済団体が、「良好な日韓関係の維持発展に向けて」を公表した。韓国では、否定的に受け取られているが、必ずしもそのように決めつけず、状況を打開したい気持ちがあることの現れとして評価して、今後の展開を考えていくべきではないかと思われる。

その場合、韓国での判決の存在を強調するよりも、日本の最高裁の西松判決に見られる、請求権は存在し、企業・関係者の自発的な支払いを勧告していることの意義が理解されるような働きかけが重要と思われる。

韓国の司法判断は、日本の植民地支配の責任についての見解が基礎にあるもので、日本社会にとっては重い判断と思われる。日本の植民地支配の清算が重要であることを日本の市民が理解することが必要である。この問題を切り開くのは、容易ではないと思われるが、日朝平壤宣言では植民地支配をめぐる問題にも言及されている以上、不可能ではないと思われる。



特定秘密保護法と情報公開

三木由希子（情報公開クリアリングハウス）

政府の情報に対する市民の権利が創設されて12年、公文書が「国民共有の知的財産」（公文書管理法）と位置付けられてからまだ2年だ。公文書はみんなの

ものになっているのだろうか。2011年には10万件の情報公開請求がされたが、公文書の総数は1400万件以上である。ほんの一部にしかアクセスできていない。公文書がみんなのものであれば、必要な時に必要なものがきちんと公開されているのか、行政運営がよりよいものになっているのかが問われなければならない。



記録や公文書がなんのために作成されるかという、行政側が適切な行政運営をするため。彼らがきちんと仕事をするということが大前提で、それを証明する手段として公文書をきちんと作りますということだ。記録を作り、管理をし、それを公開し、検証して、当時の政策がよかったか悪かったか検証されて、その政策が正しかったかどうかという政策サイクルを回していかなければならない。問題は政府にとってあまりよろしくない政策決定がされたときに、情報公開にネガティブに反応してしまうと、永遠によくないことをした行政組織は変わらない。政府が悪かったから批判するというだけではなくて、よい政策検証と政策サイクルを回していくように日本が変わっていかな

いと単に過去を批判するというで終わってしまう。それは誰の利益にもならない。

特定秘密保護法が成立し、「特定秘密」というカテゴリーができる。すでに政府内には多くの秘密がある。一つが自衛隊法に基づく「防衛秘密」。それからMDA秘密保護法というのは米軍の装備に関する情報を秘密指定するもので、1954年からある。この「防衛秘密」が今回の特定秘密に組み込まれることになる。それだけではなく「省秘」というものがあるが、これは法律に基づかないものだ。さらには、省庁間の申し合わせによる、「特別管理秘密」があるが、これは今回の特定秘密に近い。このようにすでに「秘密」と言うのはぼんやりしたものとしてある。違いは「特定秘密」というのは強化される罰則の範囲を決めたものということだ。法律化の狙いは刑事罰を強化するために罰則の範囲を決めるという側面が強いのではないかと考えている。

特定秘密は「著しい支障を与えるおそれがある」とされ、広がる可能性がある。指定の解除も「秘密の要件が無くなったときは、指定を解除できる」と書いてあるだけで具体的内容はない。秘密の指定や解除の権限を行政が独占していることが今後大きな問題になると思われる。罰則が強化されると、いくら外部からは適切な方法による取材だと言っても、内部で情報を出した側はその行為で罰せられるとなると内部から出る情報は極限まで絞られる効果がある。法律ができたからと言って、私たちが情報にアクセスすることを委縮することは絶対にあってはならない。

日韓会談で何が決まったのか?何が決まらなかったのか?

日韓会談文書/全面公開を求める会 事務局次長 李洋秀

1894 年 4 月調印の「下関条約」も「台湾全島及其ノ附属諸島嶼ヲ永遠日本国ニ割与ス」とあり、1905 年 9 月調印の「ポーツマス条約」も「露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部ヲ永遠日本帝國政府ニ譲與ス」とあるが今、台湾や南サハリンを日本の領土と主張する人はいない。独島(竹島)、在日韓国人三世の永住権問題、そもそも日本による朝鮮の植民地支配は正当だったのか、不法だったのか、何時から無効なのか何一つ決められなかった、条約とも呼べないレベルの 1965 年の日韓の諸協定だけが何故、「完全かつ最終的に解決された」のか?「文化財協定」には「最終的に解決」の文言等どこにもなく、代わりに「合意議事録」に「日本側代表は、日本国民がその所有する(韓国)の文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨する」とある。この会談で一体何が話し合われたのか、二度の勝訴判決の結果、多くの文書が公開されたので、その中身を検証してみたい。

1、会談開始の頃の様子

1949 年 3 月「日本による朝鮮の併合は、日本と当時の朝鮮政府との間の併合条約に基いて適法に行はれたものである。従つて今次朝鮮の独立は国際法上に謂う分離の場合である。・・・朝鮮の独立は日本の敗戦の結果生じたのではあるが、日本と朝鮮との間には戦争関係はなかつたのであるから、朝鮮は連合国の地位を持つものでもなく、又日本に対して戦争賠償要求をすることも出来ないのが本筋であるべきである。」(日韓会談日本側文書 1559「朝鮮における債務の処理について」1 頁)

1952 年 2 月「(韓国側代表)梁大使はアメリカ育ちで、韓国語も日本語もできず、英語しかできなかった・・・悪い人ではないが、何分にも韓国語もできない位だから韓国の実情がわからない。日本と韓国の関係といえば、彼の頭にあるのは、日本が 36 年間不法に統治していたということだけである。こちらはまだそんなことをいつているのかと思っているから、話ははじめから難しい。」(1969 年 10 月 18 日松本代表の「第 1 次日韓会談当時の回顧」=日本側文書 1125・122 頁)

1952 年 3 月 28 日日韓会談「韓日請求権分科第 7 次会议」

「韓国側・日本は依然と、韓国においての財産取得が合意的だったと考え、したがって在韓日本人財産に対する所有権自体、若しくはその果実、進んではその種の権利行使に必要な措置を要求する立場にあると理解できるのか。

日本側・そうだ。」(韓国側文書 86・145～148 頁)

1953 年 10 月 15 日第 3 次韓日会談第 2 次請求権分科委員会での「久保田発言」で、「韓国が賠償を要求するなら日本はその間、韓人に与えた恩恵、即ち治山、

治水、電気、鉄道、港湾施設に対してまで、その返還を要求する。日本は毎年 2 千万円以上の補助をした。日本が進出しなかったらロシア、さもなくば中国に占領され現在の北朝鮮のように、もっと悲惨だった。」(韓国側文書 97・26 頁)として会談は完全に決裂、5 年間の空白期間に入ってしまったのは余りにも有名だが、これが計画的で意図的だったことは日本側の内部文書が出て、初めて明らかになった。

1953 年 6 月 21 日久保田代表は私案として「没落せんとする李の支柱となる如き会談の続行は考えものである。」(日本側文書 1915・115 頁)と「日韓会談無期休会案」をまとめ、下田条約局長も同 23 日「日韓会談はこの際一先づ休会とし、将来に備えてわが方の行動の自由を確保すべき時機が到来したもののよう考えられる。」と賛成する。(日本側文書 1054・25 頁「無期休会案に賛成の理由」)会談を決裂させた久保田は 10 月 26 日反省するどころか逆に開き直って、李承晩体制の打倒まで打ち出す。「朝鮮人は第二次大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり、陳謝を要求すべきであるかの如き錯覚を今尚持っている。彼等が此の思い上った雲の上から、国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベル迄降りて来ない限り、日韓問題の真の解決はあり得ない。・・・彼が居る間は日韓の親善も結局口頭禅に終り、又南北鮮の統一もあり得ない。・・・我方としては李打倒の努力を開始すべきである。」(日本側文書 1062・4～5、20 頁)

2、請求権問題

1953 年 5 月 19 日第 2 次会談請求権会議での韓国側張基栄代表の説明、数少ない慰安婦に対する言及、但し南方軍票の扱いについてであって、慰安婦問題を解決しようとしたあつた訳ではない。「徴用された者は 10 万 5 千名でその中 1 万 6 千名の死亡が確認されており、約 7 千名が傷病した。これには詳しい統計がある。・・・また、韓国女子で戦時中に海軍が管轄していたシンガポール等南方に慰安婦として赴き、金や財産を残して帰国して来たものがある。軍発行の受領書を示して何とかしてくれといつて来るので社会政策的に受取りを担保にして金を貸したこともある。」(日本側文書 693・25 頁)

しかし朝鮮戦争で廃墟に化した韓国に対して、在韓日本人財産と相殺しようとした日本側の戦略は、初めから破綻していたことが露呈する。1956 年 5 月沢田大使の説明資料「わが方法理論は、尨大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので元来立論にも無理があるのを免れないので、米務省の見解を待つまでもなく、いずれは撤回する要があると考えられ、すでに客年春の非公式会談において谷大使より、韓国側の態度いかんでは請求権を放棄してもよい旨示唆するところがあつた。」(日本側文書 68 と 1287 は同じ「日韓会談議題の問題点」でその 23 頁)

1961 年 11 月朴正熙議長が来日して池田首相と請求権について話し合う。「池田総理より、個人の請求権については、日本人並みに取扱うという原則をもつて支払う用意があると述べ、恩給、引揚者見舞金、郵便貯金、簡易保険金等を考慮しようと思っており、また焼却日銀券についても考慮していると述べた。これに対し、朴議長は、軍人軍属の遺家族についても考えてほしいと述べ、池田総理より考慮しようと思つた。・・・池田総理が、請求権というどうしても相殺思想が出てくる。・・・朴議長は、請求権といわないで何か適当な名義でも結構である。・・・無償援助は考えておらず、長期低利の経済援助で結構である」と答えた

上、消費財でなく資本財を希望する。」

個人請求権論議 1961 年 12 月 21 日第 6 次韓日会談一般請求権委員会第 8 次会议

「金潤根首席代表：請求権は、個別的に請求することができる道を開いておこう。・・・

ト部副主査：対日請求権が会談成立後も残れば、大きい問題が起こるのでは。・・・

金代表：今までの項目に出たものや、出なかったものや、皆会談成立という理由で消滅するとしたら、訴訟がある時裁判所で判断するのにむしろ困難だろう。」(韓国側文書 750・182 頁)

1962 年 2 月 15 日「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省の査定は、大蔵案約 1,000 万ドル、外務案約 1 億ドル」(日本側文書 1749 「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」1 頁)

実際に 3 月 26 日の第 4 次会议で伊関局長が出した「数字は、請求権 7 千万ドル、借款は 2 億」(韓国側文書 733・347 頁)

しかし余りにも日本のケチぶりに、米国から注文が来る。「日本側の 7,000 万ドルというのはあまりに非現実的な数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。・・・米は現在年に 4 億ドルの金を韓国に支出している」(日本側文書 506・295 頁、1802・5 頁)

最終的に 1962 年 11 月の「大平・金鐘泌メモ」「無償 3 億ドル(日本側の生産物と役務の提供で、現金が渡されたのではない)、有償 2 億ドル、資金協力 1 億プラスアルファ」で 15 年に及ぶ会談は妥結し、「個人請求権」の問題もどこかに消えてしまう。

3、法的地位問題

1949 年 8 月末頃吉田首相からマッカーサー宛の手紙「日本の戦後の諸問題のうち総数約百万人、そのほぼ半数は不法入国者であるところの在日朝鮮人の問題について、われわれはいま早期の解決を迫られております。私はこれらの朝鮮人がすべて、かれらの生国の半島に送り返されることを欲するものです。その理由は以下の通り。日本の食糧事情が厳しいのに在日朝鮮人を食べさせるために用いられている。大多数は、日本経済の再建に貢献していない。犯罪を犯す割合がかなり高い。(上の「外国人登録令」のせいで)「吉田茂＝マッカーサー往復書簡集：1945-1951」袖井林二郎編訳、法政大学出版局(2000)

これに対する返事「日本から送還される朝鮮人が韓国で処刑されると承知のうえで送還されることはのぞましくない」と考える。むしろ、「日本で法に従って死刑判決を受けさせる」ほうがましではないかと提案(GHQ-SCAP Records, Box 2189, “Immigration-February 1950-March 1952”, マイクロフィッシュ版は国立国会図書館、fiche no. GS(B)-01603)

1951 年 11 月 1 日施行出入国管理令「立案時から韓人と台湾人に適用する心算だったが、最後に行ってスキップの指示によって除外された」(韓国側文書 81、67 頁 1951 年 11 月 2 日「在日韓僑法的地位分科委員会第三次会談」での日本側田中代表の答弁)

1951 年 12 月 6 日の第 14 次在日韓僑法的地位分科委員会「日本の弁護士になる資格を持った韓人が、今後日本で弁護士開業を希望する時はどうかを質問した

ところ、日本側から全く法的に制限するものがなく、弁護士は外国人だからと差別取扱をしないので従来の弁護士は勿論、有資格者は今後も『司法修習生』（以前は『司法官試補』）を経習すれば開業できるし、司法書士等も外国人でも従業できる。」（韓国側文書 81、186 頁）しかし現実には「司法修習生」になるのに「日本国籍」が要求されたので、当時在日の弁護士は皆無だった。最高裁が在日の司法修習生を採用したのは、この会談から実に 25 年以上後の 1977 年 3 月金敬得氏が初のケース。今では「朝鮮」籍（「北朝鮮」ではない）を含め、在日の弁護士は 200 人を越える。この程度の日本側の嘘にコロリと騙される程度では、韓国側がこの問題を代弁する資格はない。在日の国籍や帰化、民族教育、公務員や大会社への就職、生活保護等社会福祉、北朝鮮帰還事業等、課題ばかりが山積なのになが、会談の最終ゴールは「協定永住権の付与範囲」に絞られた。

1952 年 4 月法務府民事局長通達民事甲第 438 号で在日韓国・朝鮮人の国籍を剥奪、同日「外国人登録法」（法律第 125 号）が適用され、登録の定期的な申請、指紋押捺、常時携帯義務等過酷な刑事罰が加えられた。逮捕者や検察へ書類送検された者は 60 万件にも達する。

1966 年 1 月 17 発効の「日韓法的地位協定」で得られた「協定永住権」は「退去強制」とワンセットで、懲役 1 年後では追放されないが 7 年で退去される程度の恩恵しかなく、多くの在日は申請しなかった。例えば寸又峽事件の金（権）嬉老は無期徒刑を受け、27 年服役した後を追放された。就職も出来ないで銀行融資の条件を緩和されてもそんな金持は少数で、また総連も民団も金融機関を持っていたから、銀行から金を借りる必要もなかった。公営住宅入居の権利が得られても、民間より高い家賃では何の魅力もない。何年経っても「協定永住権」を申請する人は少数で、面子を失った日韓の政府担当者は、墓参や親族訪問で韓国訪問を望む在日に「協定永住」を取るように圧力を加えた。また協定は「戦前からの日本居住者とその子だけに永住権を認め、孫の世代の永住権に関しては 25 年後に決める」（90 年問題）と問題解決を先送りにしてしまった。大平外相は「25 年後にはもう自分は死んでいるから関係ない」と嘯き、事実 90 年を迎えられず 1980 年に逝去した。

ベトナム戦争が終結し日本も難民条約に加盟し、「協定永住」を申請しなかった「朝鮮籍」の人たちにも 1982 年「特例永住」が与えられた。

いよいよ 1991 年を迎えると「日韓法的地位協定」は失効し、在日の永住権は「特別永住」に一本化された。今では「協定永住」など遠い過去の話で、多くの人の記憶の彼方に去ってしまった。つまり日韓会談で法的地位が「完全かつ最終的に解決」しなかったどころか、何の役にも立たなかったことを示して余りある。

2013 年には「外国人登録法」も廃止され、在日も「住民基本台帳」に登録されることになったが、結婚や就職、民族学校への弾圧等、在日への差別は今も続き、国連人権委員会は何度も日本に「人種差別禁止法制定」を求めているが、政府に聞く耳はない。

4、文化財問題

伊藤博文蒐集の高麗磁器について「伊藤博文も、官憲を背景に、千余点のすばらしい高麗焼を収集して、高宗（李太王）皇帝に自慢してみせたところ、高宗も高麗焼は、はじめて見られたのか『こんなものはどこからでたか』と尋ねられたとき、伊藤は、まさかそれが『墓の中から掘り出したものである』と答えることが

できず、口ごもらせていたということである。・・・いま日本の民間の個人の収集品となっているものは約 2 万個と推算されており、伊藤博文は、在韓当時に集めたものを日本の天皇に献上したが、これが後に東京皇室博物館に移され、今も保管されているのをわれわれは知っている。こうしたものは、韓国の返還要求の対象であると考えている。」(日本側文書 598・30 頁李弘植「日韓会談と文化財返還問題-その経緯と日本側の野心-」)

1953 年 6 月 23 日北東アジア課で芸大藤田亮策教授に聴取した内容「(李王家の私立博物館蔵の非常に立派な焼物約 20 点位が日本の皇室に献上されることになったが、当時上記の焼物が古墳発掘品で不吉であるとして宮内省では受理しなかった。)(日本側文書 570・28 頁)

1958 年 4 月慶尚南道昌寧郡校洞出土の美術品 106 点を、会談再開と拿捕漁船の釈放を狙い極秘裏に寄贈。(24 日東京新聞=韓国側文書 102・163 頁、日本側文書 1118・1、56 頁、他で露出している目録なのに外務省は 2013 年 1 月まで墨塗りで隠蔽し続けていた。)

これに対する韓国側李弘植代表の評価。「返還されて来たこの 106 点という遺物の中で、品物らしい品物は純金の耳飾 1 対で、それも新羅の古墳から出てきたものとしては、つまらない貧弱なもので、それ以外の 80 余点は首飾の小さな玉を一つ一つ数えた点数であり、残りは土器のかけらであった。・・・何らの説明もなく見かけのよい包装をして貴重品を装って送って来たのは、あまりにも恥知らずの仕業で、韓国を蔑視する態度であった。韓国にいくら考古美術専攻家がいなくても、それがどこからでて来た物品でいつ、どのようにして日本に持って行ったかを識別する人が一人もなく、ただなんでも貰いさえすれば感謝感激するとも思っていたのだろうか。」(日本側文書 598・13～17 頁前掲李弘植論文)

また韓国側が文教部文化財保存委員会の李弘植、同委員黄寿永国立博物館長等専門家を会談の専門家会議に派遣したのに、日本側は文部省や専門家が出席を拒み、対等な国際会議とは言えなかった。

1960 年 4 月 6 日文化財保護委員会西森庶務課長の外務省に対する説明「文化財保護委員会の清水現事務局長は、文化財の返還には強硬な反対論者であるから、今日の会にも、もし知っておれば、恐らく出席を許されなかったであろう。」(日本側文書 570・17 頁)

1961 年 11 月 7 日第六次韓日会談文化財小委員会第 2 次会议「韓国側李東煥首席：専門家たちが正式代表として出て来るのは難しいのか？

伊関：会談と直接的な関連を持って出て来る意思はなく、会談とは別途に前回のよう専門知識の交換を行うのなら応じるという。・・・あの人たちが絶対ここには出て来ないと言っているので難しい。今回も決して出て来ないというのだ。」(韓国側文書 723、11 頁)

ウソばかりの日本側の説明 1958 年 2 月 28 日文化財保護委員会作成の「韓国関係文化財追加参考資料」には「李朝実録は 1 部が東京大学に寄附され、書庫に保管されていたが、これは大正 12 年(1923)の大震災により全部焼失した。このため現在日本に李朝実録は存在しない。」(日本側文書 567、24 頁)それなら 2006 年 7 月東京大学からソウル大学校に、焼け残った朝鮮実録「五台山史庫旧蔵」47 冊が返還されたのは何なのか？

1961 年 12 月 21 日文化財小委員会専門家会議第 6 次会议における文部省文化財保護委員会松下美術工芸課長の説明「小倉コレクションの目録の中には重要美術品は、一点もなかったように思う。」(日本側文書 268、29 頁)しかし 1982 年 3

月東京国立博物館発行の『寄贈小倉コレクション目録』の7頁には「重要文化財8点、重要美術品31点が含まれている。」とある。

結果、文化財協定には「最終的に解決」という文言はなく、代わりに「民間が自発的に寄贈することは勧奨」されたので、1995年山口女子大学の桜圃寺内文庫から135点が「寄贈」されたし、1996年に資善堂の礎石もホテルオークラからソウルの景福宮に変換された。靖国神社の境内にあった「北関大捷碑」は2005年10月韓国に移送された後、2006年3月無事北朝鮮の元の場所に戻されたように枚挙に暇がない。2010年8月10日菅直人首相が宮内庁の「朝鮮王朝儀軌」を韓国へ「引き渡す」旨の談話を発表し、2011年12月6日韓国に返還されたのは記憶に新しい。1965年の協定では何も解決しなかったことはもう説明を要しないだろう。

5、独島(竹島)問題

1956年5月沢田大使の説明資料「竹島は日本海の孤島で、往年はアシカ漁とわずかなアワビ及び海草採取が行われたが、アシカの数が増減した現在経済的には余り大きな意義を有しないと見られる。」(日本側文書68と1287は同じでその69頁)上の太字下線部分は2013年1月28日に開示されるまで墨塗りで隠されていたが、この部分は当会が起こした2次訴訟2009年12月16日東京地裁判決で「竹島問題に関して日本政府内部において検討した竹島の当時の状況についての認識ないし評価が記録されている。」ので、「韓国政府においてそれを利用して、自国により有利な主張をし、・・・我が国が交渉上不利益を被るおそれが高い」と開示請求を棄却した部分である。それを受け2010年6月23日東京高裁も「開示の義務付けを求める訴訟は不適法」と控訴を棄却した。2011年5月10日最高裁が「上告不受理」を決定することで1審判決が確定したのだが、こう簡単に判決内容がひっくり返ると、法治国家としてどうなのか甚だ疑問である。

「日韓交渉関係法律問題調書集」(日本側文書1881・116頁)「日韓両国が竹島問題を国際司法裁判所へ付託するための手続について(1962年2月24日)」・・・手続としては、下記のとおり、(1)韓国が国際司法裁判所の管轄権を受諾し、その判決に従う旨の宣言を行ない、且つ、(2)日韓両国が竹島問題を付託することについて特別合意書を作成しなければならない。・・・わが国は国際司法裁判所規定の当事国であるが、韓国は当事国でない。ので、わが国として・・・「竹島の主権が日本国に属するか韓国に属するか」のごとき表現を主張しても、韓国としては例えば「1952年1月18日(李ライン宣言)以降韓国が竹島を支配している事実は国際法に反しないか」というごとき表現を主張することもありうべく、その表現如何は、判決の及ぶ範囲のみならず、わが国の勝訴の可能性にも影響するからである。・・・[参考]・・・なお、わが国は、1958年9月15日、国際司法裁判所規定第36条2に基づき、裁判所の強制管轄を承認する宣言を行なっているが、この宣言に基づく義務的管轄権は同様に強制管轄権受諾の宣言を行なった国との関係でしか適用されない。また仮に韓国が同様の宣言を行なったとしても、わが国の強制管轄権受諾宣言は、裁判所付託を義務的と認める紛争を「宣言の日付以後の事態又は事実に関して同日以後に発生する全ての紛争」に限定しているから、わが国が竹島問題を同宣言にいう紛争のカテゴリーに含まれると解することはできないと考えられる。

1962年11月13日金鍾泌中央情報部長が羽田空港での記者会見で「冗談とし

ては、独島から金が出るわけでもなく、カモメの糞もないから爆発してしまおうと言ったことがある」と語った(韓国側文書 796・216 頁)ために、これは韓国側の発言と永い間信じられてきたが、実は日本側から出たことが分かった。1962 年 9 月 3 日第 6 次韓日会談第 2 次政治会談予備折衝第 4 次会議(韓国側文書 737・25 頁)

「伊関局長：事実上において独島は、無価値な島だ。大きさは日比谷公園ほどだが、爆発でもさせて、なくしてしまえば問題がないだろう。

崔参事官：会談の途中に、この問題を出すと言うのか。

伊関局長：そうだ。国際司法裁判所に提訴することにすることを決めなければならぬ。」

第 7 回強制動員真相究明全国研究集会 「強制動員問題解決への道」

2014 年 3 月 15 日(土) 13:00～17:30

立命館大学衣笠キャンパス 充光館 B1 講堂

参加費 無料 (資料代 一般 1000 円 学生 500 円)

<基調報告>

- | | | |
|----------------------|-------|--------|
| ① 韓国と日本の最高裁判所判決と法的責任 | 弁護士 | 山本晴太さん |
| ② 植民地支配責任と強制動員問題 | 同志社大学 | 板垣竜太さん |

<証言>

不二越女子勤労挺身隊のハルモニ(予定)

<特別報告>

遺骨を家族のもとへ！

「日本弁護士連合会の意見書を受けて戦没者収容に関する法律の制定を！」

戦没者追悼と平和の会 塩川正隆さん

<各地からの報告>

共催 強制動員真相究明ネットワーク 立命館大学コリア研究センター
連絡先 携帯電話 090-2070-4423 (小林)

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷 3-3 エスパスコンセール 4 F

J & K 法律事務所気付 TEL: 090-9204-7607 FAX: 03-5241-9906

E-mail: nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>